

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案新旧対照条文目次

一	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	．．．．．	（附則第六条関係）
---	------------------------	-------	-----------

二	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	．．．．．	（附則第七条関係）
---	---	-------	-----------

改 正 案	現 行
（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六 （略） 2ゝ4 （略） 5 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項（登記）の委員」とする。	（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例） 第八十四条の六 （略） 2ゝ4 （略）

○郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）【附則第七条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（租税特別措置法の一部改正） 第十三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。 第八十四条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。	（租税特別措置法の一部改正） 第十三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。 第八十四条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。